

和歌山県立

もん じま かん

文書館だより

第25号 平成27年5月



つるの嫁入りを知らせる梅田村宛での「送り一札」^{いっせんじ}。明治初期まで、三十数年間のつると武兵衛の暮らしの始まりです。武兵衛の家は貧しく、村や藩から生活支援を時々受けたため十点以上の古文書が残りました

つるの嫁入り



武兵衛方へ

表紙写真の「送り一札」(以下中尾家文書)からつると武兵衛の三〇年以上にわたる話が始まります。二人のことがわかる古文書が十点以上もあつたからです。江戸時代の末のことです。紀州和歌浦湾の南岸、海士郡塩津浦(海南市下津町。漁業で暮らす村を「浦」といいました)の伊右衛門の家に娘のつるがいました。

天保八年(一八三七)正月、つるは塩津浦の隣の村、梅田村(同)の武兵衛のところへ嫁にいくことになりました。数え三十二歳の時のことでした(数えというのは、今の満年齢と違って、生まれた年を一年目と数える数え方です)。このころとしては遅い嫁入りといえます。もう。再婚だった可能性が高いように思います。なお、梅田村に残る、ほかの「送り一札」などからみれば、つるに限らず、嫁や養子はほとんどすべてが近隣の村との間でやりとりをしています。

屋敷拾五歩

それより一五年前、文政五年(一八二二)の梅田村「名寄帳」があります。村人ごとに、持っている田畑を書き上げた帳面です。武兵衛の項目(写真1の左半分)を開くと、屋敷地わずか一五歩(一五坪。五〇平方メートル)とあるだけで、田畑は書いてありません。

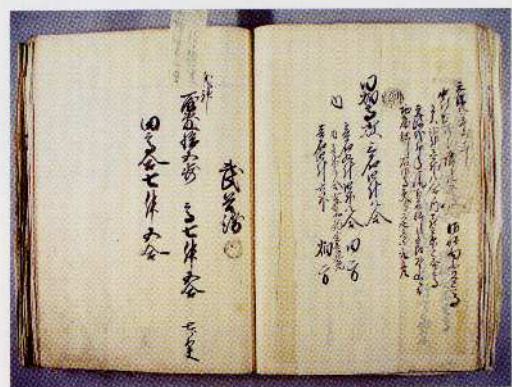


写真1 文政5年「名寄帳」。村人の多くは、所持の田畑が何行も書いてあります



写真2 「名寄帳」には付箋が無数にあります

もちろん、年貢の負担はありません。「屋敷」と書いた上には付箋が貼ってあって、「道祖神講へ差し入れた。ただし、北のいか所は和歌御祠堂にいった」(写真2。付箋を下ろした状態です)とあります。「道祖神講」も「和歌(東照宮)御祠堂(金)」も、建物を建てるために受けた寄進金ですが、これらは通常、貸付金として運用していました。つまり、武兵衛は屋敷地のほとんどを「道祖神講」、残りを東照宮の「御祠堂金」という、どちらにも貸付金の形に入れていたのです。梅田村の文政五年に続く「名寄帳」は嘉永五年(一八五二)のものになります。

武兵衛の屋敷地は文政五年から遅くも嘉永五年までの間に借金の形に取られたため、付箋に注記をして貼り付けたのでしよう。つるが嫁にいった武兵衛の家は、村の中でも極端に貧しかったのです。つるの親の伊右衛門の家も貧しかったのでしよう。離縁をして戻ってきていたのかも知れませんが、つるを、武兵衛の家が貧しいことは承知の上で嫁がせたという事になります。貧しい家の者は貧しい家にしか嫁に行けないのです。

悴勝次郎・きくの

「送り一札」は、「今後そちらの村の人数にお加えになるように。なお、つるは禁じられている切支丹(クリスチャン)の親類でなく、代々浄土真宗の檀家です」と続きます。これを受けた梅田村では、早速つるの名を「人数帳」(宗門改め帳)に書き加えているはず。ただ梅田村には安政五年(一八五八)の「宗門改め帳」(写真3が表紙)「安政五年巳正月」となっていますが、安政五年は午年、巳年は前年四年です。中の記載に、「宗門改め帳」は「子年・午年二相改」とありますので、「安政五年午」が正しいのでしよう)まで残っていません



写真3 安政5年「宗門改め帳」

ん。結婚から二一年経ってしまったのですが、二七軒目に武兵衛・つる夫婦が載っていて、「一家内(家族)四人(男)二人(女)一人(当主)武兵衛 妻つる・悴勝次郎・きくの」とあります(写真4の右端の項目。このころは男の子だけでなく、女の子も悴といいました。きくのの「の」は愛称です)。天保八年に縁組(結婚)をした武兵衛・つる夫婦なのでしよう。夫婦そろって同名異人とは考えにくいからです。つるは勝次郎ときくの二人の子供をもうけ、無事に暮らしていました。ひとまず安心です。「八歳以上人数帳」ですから数え八歳未満の子がまだいたのかもしれないのですが、それは分かりません。梅田村には、それから六年後の文久四年(元治元年・一八六四)の「宗門改め帳」も残っています(今回は「文久三年子正月」と書いてあります。ただし、文久三年は亥年、子年は文久四年です。同様に、ここでは「子」が正しく、「文久四年子」



写真4 右から武兵衛・元五郎・儀七・惣兵衛。正本(原本)は名前の下に印が捺してあるはず



写真5 文久4年帳。右から藤兵衛・武兵衛・元五郎・儀七。変更の書き込みが随所にあります

なのでしよう。こちらは「一家内 四人 二人 二人 武兵衛 妻つる・伴武吉・きくの」(写真5の右から二つ目の項)となっています。

勝次郎が突然消え、代わりに武吉が突然出現したはずはありません、この六年間に、幼名だった勝次郎が数え十七歳ででしょうか、元服し、父親の「武」の字を一字もらって成人名の武吉に改名したのでしょうか。

宗旨は代々浄土真宗

このように、つるのような嫁入りや、そのほか養子縁組、奉公稼ぎなどで住む村(町)を移動する人物がいる場合、それまで住んでいた旧村では移り住む新村に右のような、その人物についての「送り札」を送るとともに、「人数帳」からその人物を削除します。新村では「送り札」を受けて、「承知したことを記した」「受込一札」を旧村に送り返すとともに(しかしさすがに、つるの「受込一札」の控えが残っているほどうまくはいきま

せん)、「人数帳」の必要な個所にその人物を書き入れる手順になっていました。これは、切支丹(キリスト教)を禁じ、全員を仏教徒として登録する寺請け制度の中で、幕府が寛文ごろ(一六六〇年ごろ)に定めた手続きです。証文の後ろの方に、「この人物は切支丹当人の親類ではなく、宗派は先祖代々浄土真宗だ」という、嫁入りとは関係がないにもかかわらず、仏教徒であることを証明する言葉が入っているのはそのためです。

これは、個人の信仰によるのではなく家族ごと一つの仏教寺院に属するといふ、現在に続く檀家制度です。そのため現在でも同じことなのですが、塩津浦の父伊右衛門の下で浄土真宗だったつるが浄土宗の武兵衛に嫁入りしたのです。切支丹は早期に封じ込められてしまいましたが、寺請け制度と宗門改め帳はその後も村(町)人の登録方法として続きました。

上は梵天・帝釈

文政五年「宗門改め帳」のほとんどを占める「人数帳」は、武兵衛・つる夫婦のみたような家族の記載です。三七軒、合わせて一六八人が書いてあります。村中の家族の構成が分かれますし、時期の違う「人数帳」を比べれば家族や村人の変化が分かれます。

表紙にもあるように、この帳面には「就一切支丹御改一村中神文并寺一札」が付いています。まず、自分たち村人が仏教徒であることを述べた「神文(起請文) 前書き」(写真6の右半分)、それを、上は仏教の守護神である梵天・帝



写真6 安政5年帳。「神文(起請文)」はほとんどが定型文になっています

釈天から、下は天満天神にいたるまで、つまり日本中の神仏に対して誓った「神文」(写真6の左半分)があります。

次が村人三八人の署名で、所属する天台宗二寺と浄土宗一寺に分けて書いてあります(写真7)。武兵衛は左三分の「浄土宗地藏寺旦那」の項、左から三行目、上から三人目に載っています。切支丹を封じ込めるために始めたはず



写真7 村にある天台宗観音院・吉祥院、浄土宗地藏寺に分けて檀家を記しています

の宗門改め帳でしたが、村人の現況を示す人数帳が主な目的になり、仏教徒であることを証明する「神文并寺一札」は付け足しになってしまったことが分かります。なお、この「宗門改め帳」は藩に提出したものの控えですから印は全くおしていません。

ところで、「人数帳」三七軒と「神文」への署名三八人で一致する名前は三三、それ以外は別々の名前です。「人数帳」よりも署名が一人多くなっているのはそのためです。文久四年「宗門改め帳」にも同様の不一致があります。

この「宗門改め帳」の正本(原本)は藩に提出しているはずですが、宗門改め制度の中心になる「宗門改め帳」がこんな大雑把な書き様なのです。もともと、こうした名前や年号、あるいは合計などの不一致は、江戸時代にはよくあることなのです。提出した「宗門改め帳」の正本は正確だったけれど、控えに写すときに書き間違えたということではないでしょう。正本に誤りがすであって、控えはそれを忠実に写したのだと思います。

「困窮人共名前仕出帳」

梅田村には、「万延二年西二月 困窮人共名前仕出帳」という、藩に食料援助を求めている帳面があります。凶作のため困窮している一軒の家族、合わせて四一人の名前が上げられています。その最後に記されているのは武兵衛一家です。もちろん一軒とも「人数帳」と一致するようです(家族名の異同が多い場合、判断が難しいのですが)。万延二年

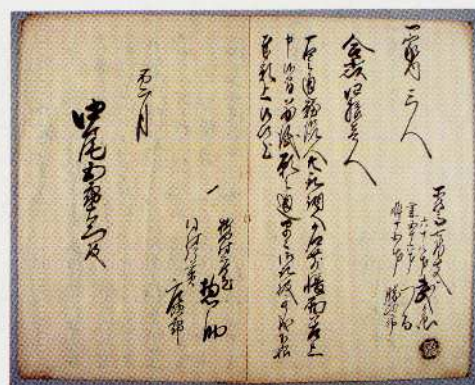


写真8 「仕出帳」。村の救い合い米と藩の御救い米を支給する村人を書き上げています

(一八六二)ですから、先の二冊の「人数帳」のちようど真ん中にはさまる時期のものです。

武兵衛一家は「二家内三人 所持高七升七合 六十八才(のちに述べますが、これは七十二歳が正しいようです) 武兵衛 妻五十六才つる 忰十五才勝次郎」(写真8の右端の二項) となつています。

妻五十六才つる

天保八年(一八三七)の嫁入りの時にはつるが三十二歳でしたから、それから二四年後の万延二年(一八六一)には五十六歳です。「仕出帳」に武兵衛・つる夫婦があり、つるが五十六歳と書いてありますから、これは「送り一札」でつるが嫁入りをした武兵衛の家に間違いのないでしょう。忰の勝次郎も書いてあるのですから、これまでみてきた安政五年・文久四年の「人数帳」も含めて、すべて武兵衛・つる夫婦の家だったことがはっきりしました。

嫁入りは二四年前ですから、武兵衛はその時四十八歳だったことになり、余計なお世話なのですが、武兵衛とつるとの年齢差は十六歳です。二人とも再婚だったことはほぼ間違いのないでしょう。勝次郎は十五歳ですから、結婚して一年日、つるが四十二歳の時にできた子だったのです。嫁いでから勝次郎誕生まで期間が離れていますので、勝次郎の上にも子供があったものの、その子は幼くしてなくなつたのかもしれない。

安政五年(一八五八)の「人数帳」は「武兵衛・つる・勝次郎・きくの」、三年後の万延二年(一八六一)の「仕出帳」は「武兵衛・つる・勝次郎」、さらに三年後の文久四年(一八六四)の「人数帳」は「武兵衛・つる・武吉・きくの」となつています。「仕出帳」の時期に、きくのは奉公に出ているのかもしれない。「仕出帳」では勝次郎は十五歳ですから幼名ですが、文久四年の「人数帳」の時点では十八歳だったため、先に述べたように、成人名の武吉を名乗っていたことになり、困窮人

困窮人

この困窮人達のそれぞれの所持高が書いてあります。耕す権利のある田畑を、米の取れ高であらわしたものです。多い家で一石四斗三升二合、一軒の平均は七斗二升三合。百姓として生計を立てるならば通常一人、面積で一反、米高で換算すれば一石五斗ほどが必要です。困窮人は平均四人家族ですから、四反、米高で六石がほしいところ、ほかの家の小作もしていたので、一軒が

「仕出帳」に載るのは当然のことでした。ましてや、武兵衛の家の七升七合は、すでに「名寄帳」でみたように屋敷地の広さで田畑はありません(二合増の理由は不明)。田畑を全く持っていないのは一軒の中で武兵衛だけです。しかもその屋敷地さえ借金で入れていました。他人の田畑の小作をしていたとしても、とも百姓だけで暮らしていけるはずはありません。明治初年の史料からみれば大工が鍛冶などしていたようです。

一軒のうち当主(主人)は七〇歳代が二人、六〇歳代が四人、五〇歳代が四人、二〇歳代が一人です。家族数は、五人家族が二軒、四人が四軒、三人が五軒です。妻は合わせて七人、忰は十八歳以上が男四人、女七人の一人、十八歳未満は二人。ほかに一〇人ほどが奉公に出ているようです。当主が全体としてやや高齢ではあるものの、幼い子供も特に多いというほどではありません。貧困は年齢や子沢山の問題ではなく、田畑の持ち高が原因だと考えられます。

御救い米願ひ上げ奉る

「仕出帳」は、「近年凶作が続き…今年には特に米穀が異常な高値になつたため、前掲の帳面の名前の者は当然困窮いたしてあります」と述べ、「お救い米をお下げ下さいますようお願いいたします。ただし、十三日頃より村の救い合い米(村内増囲米)から一人一合ずつ合計八升(あとで説明しますが、これは八斗の間違ひのようです。八升では少なすぎます。四人ですから八斗で二〇日



写真9 写真8の名前帳の次に、藩御救い米の願ひが書いてあります

分ほどになります)で粥を炊き出し、それぞれに与えたいと思います。そこで前掲の帳面を添えてお知らせ申し上げます(写真9)と藩に願ひ出ています。これが江戸時代のやり方です。初めから藩に救い米の支給を求めるわけではありません。村の豊かな者が貧しい者に対し、村人同士お互い助け合うための救い米を出し、その上で次に、自分たちでやれることはやつたのだから藩が御救い米を出す番だと迫っていくのです。

塩津浦にて渡す

三月二十五日付けの「覚」(写真10)は、これまでのような帳面ではなく一枚の和紙です。「米二石三斗三升二合を(船に積んで)塩津浦で渡す」というのですが、中に書かれた「窮民四十一人」「内八斗 村救い合い米(増囲米)」として「窮民に渡した」(「仕出帳」の「八升」は間違いでしょう)という表現は、「仕出帳」の内容と一致します。「仕出帳」に書き



写真10 「覚」。印を「覚」として取り出す

て提出した願いが藩に聞き届けられ、藩御救い米の渡し方を村に指示しているのだということが分かります。さすがに武兵衛・つる夫婦は出てきませんが。

窮民四人に必要な米は「二月十六日より五十二日分」の二石一斗三升二合だといえます。二月十六日から五十二日間ですが、万延二年の二月は三〇日まででありましたから二月は二五日間、三月も三〇日、残り七日で五二日目は四月七日になります。なぜ四月七日までの五二日間なのかという点についての厳密な意味は分かりかねますが、旧暦四月初旬は麦の収穫期に入り始める時期です。四月八日に麦の収穫を始めるという具体的日程があったのかもしれない。その日まで食いつなげば、あとは何とか自力で過ごせるだろうという判断なのでしょう。

内八斗

ところが、この五二日分すべてを藩が負担するわけではありません。「内八斗村救い合い米として窮民に渡した」として、これを五二日分から当然のごとく引いています。人の糧で相撲を取っているともいえるのでしょうか。村の救い合い米八斗を引いた残り一石三斗三升二合、全体からすれば六二・五パーセント、

三二・五日が藩の実際に出す分なのです。「仕出帳」では村救い合い米での「粥炊き出し」の開始日を「十三日頃より」としていましたが、実際はこの「覚」のように十六日まで延びたということなのでしょう。塩津浦で藩御救い米が村人に渡されるのは三月二十七日。窮民は四人ですから村の救い合い米八斗は一日分、二月十六日からなら三月四日までしか持ちません。救い合い米が底をついてから藩の御救い米が渡される前日の三月二十六日まですでに二二日が過ぎていきます。どうせ渡すのならもっと早くすればいいのにも思いますが、救い合い米がなくなってしまうからの援助は、おそらく村の富裕な人物が立て替えた米で実施していたのでしょう。

皆潰れ

武兵衛一家は明治になってもまだ出てきました。明治四年（一八七二）五月「大風雨二付居室・長屋皆潰・半潰共御達 扣井二御下米被下、米代錢相渡し扣帳」がそれです。

武兵衛一家については、「極難波 一居室半潰 武兵衛 末八十二歳 家内三人 急遽補修して住んでいます 内 倅 武吉 末二十五歳・娘きく 同二十三歳（写真口の左半分）」とあります。つるは載っていません。武兵衛は「八十二歳」ですが、明治初年の別の史料を見てもこの年齢が正しいようです。そうすると「仕出帳」は「六十八才」でなく「七十二歳」になります。きくは武吉の二歳年下ですから、つるが四十四歳、結婚して一三年

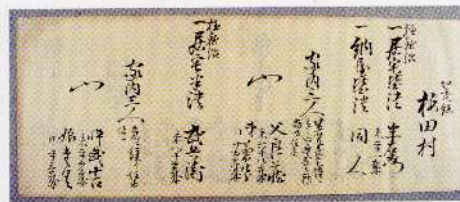


写真11 「控え帳」。右半分を書いてある半右衛門家の被害は大きく、居室も納屋も「皆潰れ」です

ほかに「納屋皆潰」と「納屋半潰」が五軒二九人。「扣帳」に載っているのは合わせて七軒、三五人です。この七軒のうち六軒までが先の「仕出帳」にも載っています。困窮者が家も頑丈でなく居住地も良好でないため、大風雨の被害を受けやすかったのでしょう。



写真12 半右衛門家は近年良蔵から半右衛門に当主の代替わりがあったようで、訂正してあります

このうち「居室」に被害があった半右衛門と武兵衛が、家族一人あたり藩御下げ米（御救い米。明治四年七月が廃藩置県ですので、この五月はまだ和歌山藩です）四升、家族三人分ずつなので、それぞれ御下げ米一斗二升、これをその分の代金八貫

日に産まれた子です。また、「居室皆潰・納屋皆潰」が「極難波」の半右衛門一家三人。「この三人は居室の脇にある六畳敷きに今住んでいる」と注記があります。六十四文で受けとっています（写真12。右端と御下げ米内訳の二人目が武兵衛）。これは一人一日一合として四〇日分に計算しているものと思います。当たり前ですが、ここにおいてある印は「名寄帳」（文政五年の印は不鮮明ですが、嘉永五年名寄帳）ははつきり分かれます。「仕出帳」のものと同じです。

家内三人

被害を受けた家を補修して住んでいる武兵衛の家族は三人。そこにはつるは書いてありませんでした。それ以後、つるの名前は一切出てこなくなりす。つるが載っていた最後の記録は文久四年（一八六四）の「人数帳」でしたから、その年以降、この明治四年までの間につるは没したのでしょう。

天保八年（一八三七）、三十二歳で武兵衛に嫁いで以降、四十二歳で勝次郎、四十四歳でできくの二人の子供をもうけました。文久四年に没していたとすれば五十九歳、明治四年だとすれば六十六歳の生涯でした。幕末から明治初年の寿命は、男性六十歳強、女性六十歳弱です（今とは違って女性の方が寿命が短いのは、出産が体に及ぼす影響が大きかったからです）。武兵衛はかなりの長命ですが、つるも決して短命だったわけではなく、平均か、それよりやや長く生きたいといえましょう。嫁いだから二七年あるいは三四四年が経っていました。度々村人に支えてもらう生活でした。それでも、家族四人が一緒に楽しく仲良く過ごせたのなら幸いです。（遊佐教寛）

開館一五周年
記念パネル展示より

昨年六月二四日、和歌山県の文化財指定ランクアップ推進事業により、和歌山市和歌浦地区のうち、東照宮・天満宮・玉津島神社他、約一〇・二畝が「名勝・史跡和歌の浦」として和歌山県指定文化財になりました。これに呼応するかたちで、当館では開館一五周年記念展示として、先の指定地を含め、和歌の浦全体の風景の移り変わりを紹介し、身近な歴史の変遷に興味をもって頂こうと、絵葉書写真を中心とした展示「和歌の浦絵葉書名所図絵・驚愕の絵葉書ワールド」を開催しました。サブタイトルを「驚愕の……」としたのは絵葉書写真の持つ魅力(限られた情報のなかからいろいろなことが読



県公館の入口

み取れること、思いがけない風景が記録されていること、絵葉書同士を関連づけてみていくおもしろさ等)を感じて頂きたいとの思いからでした。意気込みすぎで、空回りに終わるのではと危惧しましたが、アンケートの中に「絵葉書のすごさを知りました」「熱意が感じられた」とのご意見があつて、いささか胸をなでおろしました。

会場は、夏目漱石の小説「行人」に登場する屋外エレベーター「明光台」があつた箕供山の麓の県公館で行いました。会期は一月二日から同二六日までの五日間でしたが、八三五名の来場者がありました。展示は、B1サイズのパネルに絵葉書写真を中心として、関連する古写真・絵図・地図・パンフレット・文書・現況写真等を使って解説を加えたものを六二枚作成しました。和歌の浦は古代以来の景勝地であり、歌枕の地としても全



展示会場



和歌浦小学校の児童たち

並べることで、景観の変化を御覧頂きました。来場者の大半が地元関係者であったこともあり、ほとんどの方が一時間以上をかけてじっくりと観覧され、かつて繁栄を極めた地域に対する誇りと愛着を持つていることが窺えました。又、担当者とともに地元の方で歴史に詳しい方に案内役をお願いしたことも、地元の人々にとって親しみをもてる展示になったようです。来場者の中には旅館経営に携わっていた関係者の方も何人か居られ、明治三八年に開業した旅館の写真帳をお見せ頂き、絵葉書写真と全く同じものがあつて、時代確定ができたという新しい発見もありました。和歌浦小学校の地域学習の場としても活用して頂き、特に低学年の児童には新鮮な驚きがあつたようです。

今回の展示は五日間という短い期間であつただけに、「もっと広い場所での展示を」「再度の展示を」との声が寄せられました。当館では開館以来、文書館入り口通路でパネル展示を行っており、今回作成したパネルを含め、これまで作成した展示パネルを有効に活用して頂くために、貸し出しを行っています。郷土史の普及啓発や地域興しにと幅広くご活用頂ければと願っています。(これまでのパネル展示のタイトルとその一部の内容は文書館のホームページでご覧いただけます。)

(溝端佳則)

【文書館のホームページ】

<https://www.lib.wakayama-ced.jp/moonlyo/>

古文書講座

昨年度の古文書講座は、七月・八月に「入門・初級者向け」として午前中に3回、「初級・中級者向け」として午後5時に5回、きのくに志学館講義・研修室で実施しました。

また十一月には、田辺市の情報交流センターBig・Uでも同講座を実施しました。各回とも、当館の遊佐教寛研究員が講師を務めました。各回の講座内容は、次のとおりです。

入門・初級者向	「武士の家」
第一回 七月十九日(土)	知行目録
第二回 七月二十六日(土)	由緒書
第三回 八月九日(土)	親類書
初級・中級者向	「災厄(さいやく)」
第一回 七月十九日(土)	大風雨・凶作
第二回 七月二十六日(土)	大風雨・凶作
第三回 八月九日(土)	大風雨・凶作
第四回 八月十六日(土)	コレラ流行
第五回 八月三十日(土)	コレラ流行
田辺市	「田辺与力の由緒」
第一回 十一月十五日(土)	遠江時代
第二回 十一月十六日(日)	紀州入国
第三回 十一月十六日(日)	由緒書の比較

昨年度は特に、「入門・初級者向け」と「初級・中級者向け」に分けて実施し、各回とも当館収蔵の古文書を講座資料として使い、その読解の練習をしていただきました。

アンケートより抜粋

- ・入門コースをシリーズで開催をお願いします。
- ・入門者向けの講座回数をふやしてほしい。
- ・今後とも田辺市で開催してほしい。
- ・歴史、特に紀南地方についての講座を開いてほしい。

歴史講座

昨年度の歴史講座は、十月四日(土)きのくに志学館講義・研修室で実施し、また十月十三日(月・祝)に、和歌浦地区の現地散策とパネル展示を実施しました。各回の講師及び講座内容は、次のとおりです。

第一回	「和歌浦名所」を読み歩く 講師：当館主任 須山高明
第二回	「聖なる地―和歌の浦」 講師：和歌山県文化財センター評議員 立花秀浩 「奠供山(てんぐやま)から見た風景 今昔」 講師：当館主任 溝端佳則
十月十三日(月・祝)	東照宮会館
散策行程表	東照宮会館(集合)→紀州東照宮→不老橋→妹背山・観海閣→玉津島神社→奠供山→玉津島神社広場(解散)



奠供山での現地説明風景

昨年度は、開館十五周年事業として現地散策を実施しました。当日は天候にも恵まれ、他の名所の講座があれば参加したい。講座の資料を小

学校に配布して、地元民に見せてあげてほしい。和歌浦全体の和歌の地図を作成して欲しい等の意見が寄せられました。

刊行物

『紀の国へのいざない―和歌山県立文書館だより第24号永久保存版』の発行
平成20年度は当館が開館してから15周年にあたることから、『文書館だより』



に書きためた歴史・民俗・街道・風景関係の二編の読み物と、新

たに稿を起こした6つのコラムを収載しています。頒布は県庁2階の情報公開コーナーで一部千円で取り扱っています。詳しいお問い合わせは当館まで。

『収蔵史料目録八 御坊市藤田町 瀬戸家文書目録』の発行

江戸時代中期以降、日高郡江川組・天田組大庄屋の職を勤め、酒造業をも営んでいた瀬戸家に所蔵されていた約三三〇〇点にのぼる古文書その他を整理して三月に発行

展示

パネル展示

三月中旬から四月一七日まで、那賀振興局一階ロビーで「岩出市と紀の川市の風景の移り変わり」と題して出張展示を実施

六月一日から第一一回館内展示とし

て、「有田地方の風景」と題して一〇月三十一日まで、有田川や湯浅町・広川町の風景の移り変わりを紹介

一二月一日から第二二回として「旧那賀郡内の風景」と題して、根来寺・粉河寺・粉河町内ほかの風景の移り変わりを紹介

ケース展示

五月一日から「和歌浦名所」を読み歩く」と題して、北一夫氏旧蔵文書群の中に含まれていた同名の古文書と江戸で出版された「和歌名所記」を読み下して紹介

九月二日から堀家文書の中に含まれていた「西国三十三番札所巡礼絵図」と「西国道中記」を並べて展示

三月一五日から故志賀裕春氏より寄託された資料の内に含まれていた、今話題の川合小梅が記録していた「小梅雑記」九冊を展示

資料保存

「惣帳古張紙」をリーフキャストイング法による補修を実施

志賀裕春氏旧蔵資料ほかで約一九、九〇〇コマのマイクログ撮影を実施

一九九〇年・二〇〇〇年度寄贈・寄託資料の燻蒸処理を実施

貴重な資料・文献の寄贈

内畑弘氏旧蔵資料

沖繩戦に従軍した内畑弘氏が戦後携わってこられた慰霊祭関係の写真や新聞切り抜き記録などで、収容所関係のものや紀州藩家老三浦家関係アルバムを含む一七点

和歌山県政経文化懇話会資料

和歌山県政経文化懇話会会長であった駒井則彦氏が保存されていた政経文化懇話会の会報である『政経文化時評』（昭和四五年一〇月創刊時の誌名は「内外情勢資料」であり、第三七号で誌名変更したと考えられますが、当該号は欠号のため確定はできません）四四七冊

栗本源治氏旧蔵文書

由良町史編さん事務局職員であった小出潔氏が、町史編さん時に個人的に譲り受けていた、江川組大庄屋瀬見善水に宛てたと考えられる羽山大学の書簡一点。瀬見善水は加納諸平の門で歌人としても有名。栗本家はその瀬見家の分家筋にあたり、善水関係の資料を多く所蔵していました。

美浜町教育委員会旧蔵資料

地元の郷土史家であった和田喜久男氏旧宅解体の際に見された資料群で平成二〇年一〇月に町に寄贈されたもの。教育委員会で保管・管理していましたが、

保管場所の確保が困難になったため、当館に寄贈されたもの。旧町村誌編さん過程で使用された資料の写しなどを含めて、コンテナ四箱分

山田美智子氏旧蔵資料

氏の父上が過去に収集されていた本県の国立公園関係絵葉書を含む計一三三点

由良町旧蔵文書

由良町誌編さん過程で町内各地から昭和五七年から同六〇年にかけて寄贈されたものを、由良町教育委員会が保管していたもので内容は襖の下張り資料が中心。別に旧白崎村役場資料が含まれています。衣装ケース・段ボール箱入り等を含めて合計七五箱分

和歌浦景観保全訴訟関係資料

一九八九年一二月に和歌山地方裁判所に提訴された「和歌の浦景観保全訴訟」は日本初の「歴史的景観」を享受する権利を訴えて、住民運動団体「和歌浦を考える会」、文化関係者、学者等により、原告団が組織され、敗訴した裁判です。当初からこの住民運動に、事務局として関わり続けた米田頼司氏より、この会での勉強会資料から裁判記録に至るまで、この住民運動のほぼ全容を把握できる資料をご寄贈いただきました。文書保存箱五箱分

文書館の利用案内

■利用方法



◆閲覧室受付にある目録等が必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■開館時間

- ◆火曜日～金曜日
午前10時～午後6時
- ◆土・日曜日・祝日及び振替休日
午前10時～午後5時

■休館日

- ◆月曜日（祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日）
- ◆年末年始 12月29日～1月3日
- ◆館内整理日
・1月4日
（月曜日のときは、5日）
・2月～12月第2木曜日
（祝日と重なるときは、その翌日）

・特別整理期間 10日間（年1回）

■交通のご案内

- ◆JR和歌山駅からバスで20分
- ◆南海電鉄和歌山市駅からバスで20分
- ◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第25号

平成21年5月31日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒644-1005
和歌山市西高松一丁目七-138
きのくに志学館内
電話 ○七三-四三六-九五四〇
FAX ○七三-四三六-九五四一
印刷 株式会社ウイング